

○岐阜県特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人に関する事項について定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人（法第二条第二項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）を設立しようとする者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 三 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- 2 法第十条第一項第二号ハに規定する各役員住所又は居所を証する書面として条例で定めるものは、次に掲げるとおりとする。
- 一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し
  - 二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
- 3 前項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならない。
- 4 法第十条第三項に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

(社員総会の議事録)

第三条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）第二条に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない。

- 2 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - 三 社員総会の決議があつたものとみなされた日
  - 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(定款の変更の認証申請)

第四条 法第二十五条第四項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 二 特定非営利活動法人の定款の変更内容
- 2 第二条第四項の規定は、定款の変更の認証申請について準用する。

(定款の変更の届出)

第五条 法第二十五条第六項の規定による届出は、次に掲げる事項その他必要な事項を記載した届出書により行わなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 特定非営利活動法人の定款の変更内容

(事業報告書等の提出)

第六条 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度終了の日から三月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第七条 法第三十条及び法第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧及び謄写は、規則で定める場所において行う。

(合併の認証申請)

第八条 法第三十四条第四項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 合併しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第二条第二項から第四項までの規定は、合併の認証申請について準用する。

(認定の申請)

第九条 法第四十四条第二項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 認定を申請しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立年月日
- 二 現に行っている事業の概要

2 前項の規定は、法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書について準用する。この場合において、前項第一号中「、主たる事務所の所在地及び設立年月日」とあるのは、「及び主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

(知事が所轄するもの以外の認定特定非営利活動法人の書類の提出)

第十条 法第五十二条第二項の規定により県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人であって知事が所轄するもの以外のものが同項に規定する書類を知事に提出する場合は、規則で定める書面に添付して行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十一条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、当該認定の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日から三月以内に行わなければならない。

2 前項の書類の提出は、規則で定める書面に添付して行わなければならない。

(助成金支給書類の提出)

第十二条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、事後遅滞なく行うものとする。

2 前項の書類の提出は、規則で定める書面に添付して行わなければならない。

(特例認定の申請)

第十三条 第九条第一項の規定は、法第五十八条第一項の規定により特例認定を受けようとする場合について準用する。この場合において、第九条第一項第一号中「認定」とあるのは、「特例認定」と読み替えるものとする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第十四条 第十条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第二項に規定する書類の提出について、第十一条の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第一項の書類の提出について、第十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第二項の書類の提出について、それぞれ準用する。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第十五条 法第七十五条に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行うことができる。

2 前項の規定に基づき、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成及び備置き並びに書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧については、規則で定めるところによる。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十七日条例第五十五号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十五年三月十九日条例第十二号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係るこの条例による改正後の岐阜県特定非営利活動促進法施行条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度終了の日から三月以内に」とあるのは、「毎年三月三十一日までに」とする。

附 則 (平成十八年三月二十三日条例第十二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十年十二月二十四日条例第五十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十七日条例第十号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定(「書面」の下に「として条例で定めるもの」を加える部分を除く。)は、同年七月九日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月二十八日条例第十二号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。